

耐震診断・耐震改修の補助金制度について

既存木造住宅の耐震化を促進するため、町内の一戸建ての木造住宅について耐震診断や耐震改修を実施する場合、要件に合致するものについては、費用の一部を町から補助金が交付されます。
 なお、予算がなくなり次第、受付を終了しその旨をこのホームページでお知らせします。

■耐震診断・改修費用の補助概要

	申請者の要件	建築物の要件	診断方法	申請期限	補助金の額
耐震診断	・町内の住宅の所有者かつ居住者であること。 ・町税を滞納していないこと。	・町内に所在していること。 ・2階以下の木造一戸建て住宅または兼用住宅(居住部分が過半)であること。 ・昭和56年以前に建築されたものであること。 ・1棟につき1回に限る。	・建築士事務所に属する建築士が行うこと。 ・一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法または精密診断法によること	【補助金等交付申請】 申請年度の 10月末日	補助率 費用の2/3 (千円未満切捨) 上限額 10万円
				【実績報告の申請】 申請年度の 2月末日	補助率 費用の23% (千円未満切捨) 上限額 50万円
耐震シルター	※改修に同	※改修に同	・東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」最新版の装置等部門で選定された耐震シェルター(ベッドタイプ、テールタイプを除く)に限る	【交付】 12月末日 【報告】 2月末日	◆補助率50% (千円未満切捨) ◆上限額 30万円

※「上部構造評点」とは、木造建築物の耐震性能を表す数値のことで、1. 0から1. 5が「一応倒壊しない」、0. 7から1. 0が「倒壊する可能性がある」、0. 7未満が「倒壊する可能性が高い」とされています。
 なお、予算がなくなり次第、受付を終了しその旨をこのホームページでお知らせします。

耐震診断・改修手続きの流れについては、裏面をご覧ください。裏面へ→
 (シェルター手続きは直接お問い合わせください。)

■その他の制度等について

(1)無料耐震診断制度(簡易診断)

埼玉県では、無料で木造住宅の耐震診断を行っています。
 補助対象となる耐震診断・耐震改修には費用がかかりますので、まず、無料の簡易診断を受けることをお勧めします。なお、町の都市計画課で診断の申込み及び結果の受取りもできます。

<県HPのリンク先> <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/muryoushindan.html>

(2)耐震診断・耐震改修ができる建築士・工事業者

耐震診断・耐震補強の依頼先がわからない場合、下記のホームページを参考にしてください。なお、複数の業者から見積もりを取るなど、適正な改修を受けられるようご注意ください。(町が特定の業者を推薦することはありません。)

<(一財)日本建築防災協会のHPリンク先>
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/srsearch/>

(3)埼玉県内の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度等

埼玉県では、不特定多数が使用する建築物を対象に、耐震改修等補助制度を実施しています。

<県HPのリンク先><http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishinhojyo.html>

(4)住宅リフォーム相談全般について

埼玉県では、『埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ』において様々な住宅に関する相談を無料で受け付けています。

<県HPのリンク先><http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/puraza.html>

<補助金に関する問合せ>

伊奈町役場 都市計画課 都市計画係
 電話: 048-721-2111(内線2424)

■手続きの流れ



※各申請書は、町ホームページからダウンロードできます。